



平成 19 年 1 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社協和コンサルタンツ

代表者名 代表取締役社長 高柳義隆

(JASDAQ・コード 9647)

問合せ先

管理本部 総務事務管理室長 山本信孝

電 話 03 - 3376 - 3171

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 1 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 2 月 27 日開催予定の第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施工に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。
- ① 株券発行会社であることを明らかにするため、株券を発行する旨を定めるものであります。(変更案第 6 条)
 - ② 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、その権利制限を定めるものであります。(変更案第 8 条)
 - ③ 株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 17 条)
 - ④ 取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう定めるものであります。(変更案第 26 条第 2 項)
 - ⑤ 会計監査人に関する規定を、第 6 章に新設するものであります。(変更案第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条)
 - ⑥ 上記のほか、必要な規定の加除、表現の変更、条数の整備等、全般にわたって所要の変更を行うものであります。
- (2) 事業の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。(変更案第 2 条第 5 号)
- (3) 公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告ができない場合の措置を定めるものであります。(変更案第 4 条)
- (4) 社外監査役として優秀な人材を召喚し、その期待される職務を適切に遂行し得るようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするものであります。(変更案第 40 条)

2. 定款変更の内容

添付資料のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 19 年 2 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 19 年 2 月 27 日 (予定)

(添付書類)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当会社は、株式会社協和コンサル タンツと称し、英文ではKYOWA ENGINEERING CONSULTANTS CO., LTD. と表示する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 土木に関する調査、測量、企画、設計、管理 2. 農林、水産に関する調査、測量、企画、設計、管理 3. 建築に関する調査、測量、企画、設計、監理 4. 土木、建築、造園工事の請負 5. 情報処理サービス業務 6. 情報処理に関するソフトウェアの開発 7. コンピューターハードウェア、ソフトウェアの販売およびリースならびにこれらの仲介 8. 労働者派遣事業 9. 前各号に附帯する一切の業務	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 土木に関する調査、測量、企画、設計、管理 2. 農林、水産に関する調査、測量、企画、設計、管理 3. 建築に関する調査、測量、企画、設計、監理 4. 土木、建築、造園工事の請負 5. <u>アセットマネジメント事業</u> 6. 情報処理サービス業務 7. 情報処理に関するソフトウェアの開発 8. コンピューターハードウェア、ソフトウェアの販売およびリースならびにこれらの仲介 9. 労働者派遣事業 10. 前各号に附帯する一切の業務
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。	(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>	(公告方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は20,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>) 第6条 当会社の <u>1単元の株式の数</u> は、1,000株とする。 ② 当会社は、 <u>1単元の株式の数</u> に満たない株式（以下「 <u>単元未満株式</u> 」という）に <u>係わる</u> 株券を発行しない。 (新 設)	<u>(株券の発行)</u> 第6条 当会社は株式に係る株券を発行する。 (<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>) 第7条 当会社の <u>単元株式数</u> は、1,000株とする。 ② 当会社は、 <u>単元株式数</u> に満たない数の株式（以下「 <u>単元未満株式</u> 」という）に <u>係る</u> 株券を発行しないことができる。 <u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する <u>単元未満株式</u> について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> 4. <u>次条に定める請求をする権利</u> <u>(単元未満株式の売渡請求)</u> 第9条 当会社の <u>単元未満株式</u> を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その <u>単元未満株式</u> の数と併せて、 <u>単元株式数</u> となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 案
(自己株式の取得) <u>第7条</u> 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	(自己の株式の取得) <u>第10条</u> 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(株式取扱規程) <u>第8条</u> 当会社が発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱および手数料は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) <u>第11条</u> 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿への記載または記録、実質株主名簿、新株予約権原簿、株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび売渡しその他株式または新株予約権に関する取扱および手数料は、法令またはこの定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(名義書換代理人) <u>第9条</u> 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選任する。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	(株主名簿管理人) <u>第12条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
(基準日) <u>第10条</u> 当会社は、 <u>毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> をもって、 <u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主</u> とする。 ② 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができます。	(基準日) <u>第13条</u> 当会社は、 <u>毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主</u> とする。 ② 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によつてあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招 集) <u>第11条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に招集する。	(招 集) <u>第14条</u> 当会社の定時株主総会は、毎年2月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。
(招集権者および議長) <u>第12条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(招集権者および議長) <u>第15条</u> (現行どおり)
(決 議) <u>第13条</u> 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	(株主総会の決議) <u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第14条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名する。</p>	<p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第18条</u> 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。</p>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
<p>(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第16条</u> 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p><u>第17条</u> 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p><u>第19条</u> 当会社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第21条</u> 取締役は、株主総会によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第18条</u> 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員によって選任された取締役の任期は、前任者または他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第19条</u> 当会社を代表する取締役は取締役会の決議により選任する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、また必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第22条</u> 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠としてまたは増員によって選任された取締役の任期は、前任者または他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。
(取締役会の議事録)	(取締役会の議事録)
第23条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。	第27条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。
(取締役会規程)	(取締役会規程)
第24条 取締役会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるものほか、取締役会において定める取締役会規程による。	第28条 (現行どおり)
(報酬および退職慰労金)	(取締役の報酬等)
第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。	第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
(新 設)	(監査役および監査役会の設置)
	第30条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

現 行 定 款	変 更 案
(員 数) <u>第26条</u> 監査役は、5名以内とする。 (選 任) <u>第27条</u> 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、 <u>総株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(監査役の員数) <u>第31条</u> (現行どおり) (監査役の選任) <u>第32条</u> 監査役は、株主総会の決議によつて選任する。 ② 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
(任 期) <u>第28条</u> 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。	(監査役の任期) <u>第33条</u> 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) <u>第29条</u> 常勤監査役は、監査役の互選をもって定める。	(常勤監査役) <u>第34条</u> 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
(監査役会の招集通知) <u>第30条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は <u>これを短縮することができる</u> 。 ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる</u> 。	(監査役会の招集通知) <u>第35条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合は <u>この期間を短縮することができる</u> 。 (削 除)
(監査役会の決議) <u>第31条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査役会の決議) <u>第36条</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の議事録) <u>第32条</u> 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。	(監査役会の議事録) <u>第37条</u> 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印または電子署名する。
(監査役会規程) <u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令またはこの定款に別段に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査役会規程) <u>第38条</u> (現行どおり)
(報酬および退職慰労金) <u>第34条</u> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。 (新 設)	(監査役の報酬等) <u>第39条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (社外監査役との責任限定契約) <u>第40条</u> 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
(新 設)	<u>第 6 章 会計監査人</u>
(新 設)	(会計監査人の設置) <u>第41条</u> 当会社は、会計監査人を置く。
(新 設)	(会計監査人の選任) <u>第42条</u> 会計監査人は、株主総会において選任する。
(新 設)	(会計監査人の任期) <u>第43条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u> 第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
<u>第6章 計 算</u>	<u>第7章 計 算</u>
<u>(営業年度)</u>	<u>(事業年度)</u>
第35条 当会社の <u>営業年度</u> は、毎年12月1日から翌年11月30日までとし、 <u>その末日を決算期とする。</u>	第45条 当会社の <u>事業年度</u> は、毎年12月1日から翌年11月30日までとする。
<u>(利益配当金)</u>	<u>(期末配当金)</u>
第36条 当会社の <u>利益配当金</u> は、毎決算期における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	第46条 当会社は、株主総会の決議によって毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当（以下「 <u>期末配当金</u> 」という。）を支払う。
<u>(中間配当)</u>	<u>(中間配当金)</u>
第37条 取締役会の決議により、毎年5月31日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条の5に定める金銭の分配（以下中間配当という）を行うことができる。	第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「 <u>中間配当金</u> 」という。）をすることができる。
<u>(配当金の除斥期間等)</u>	<u>(期末配当金等の除斥期間)</u>
第38条 利益配当金または中間配当金については、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。 ② 未払の <u>利益配当金</u> および中間配当金には利息をつけない。	第48条 期末配当金または中間配当金については、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払の義務を免れる。 ② 未払の <u>期末配当金</u> および中間配当金には利息をつけない。
(以 上)	(以 上)